

鳥取県告示第592号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
財団法人地域総合整備財団
- 2 委託した貸付金の元利償還金
地域総合整備資金の元利償還金
- 3 委託年月日
平成24年8月13日